

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-②)

別紙1

施策名	5-1.基盤的施策の実施及び国際的取組				担当部局名	自然環境局 自然環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	自然環境計画課長 鳥居 敏男				
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。				目標設定の考え方・根拠	生物多様性国家戦略2012-2020		政策評価実施予定時期 平成28年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 「生物多様性」の認識状況	30%	16年度	75%	平成31年度	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2012-2020において、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の横断的・基盤的施策の一つとして「生物多様性の主流化の促進」を掲げており、その数値目標として、同測定指標を用いているため。
2 生物多様性地域戦略策定済自治体数(都道府県)	18都道府県	23年度	47都道府県	平成32年度	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2012-2020において、おおむね平成32年度までの間に重点的に取り組むべき施策の方向性を示した基本戦略の一つとして「生物多様性を社会に浸透させる」ことを掲げており、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進していく際の数値目標として、同測定指標を用いているため。
3 生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況	-	22年度	100%	平成32年度	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性に関する国際的な目標である愛知ターゲットの達成にむけて、わが国の生物多様性国家戦略2012-2020において国別目標及び関連指標を定めている。この関連指標の状況が、施策の進捗状況を測定するための指標として適切であるため。
4 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数]	国土の35%	平成18年度	100%	平成32年度	64%	69%	72%	77%	-	-	-	生物多様性国家戦略2012-2020等において、国土の自然環境の基本情報図である縮尺1/2.5万植生図については、平成32年までに国土の可能な限り広い面積を整備するなど早期の全国整備を進めるとしている。そのため、今後も需要が多い地域を中心に、整備を進める必要があるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 国際分担金等経費(昭和54年度)	255百万円 (255百万円)	277百万円 (277百万円)	254百万円 (254百万円)	262百万円	-	<達成手段の概要> ・生物多様性条約事務局に専門家を長期派遣し連絡調整を図るとともに、生物多様性日本基金の運営管理を通じて、愛知目標の達成に向けた取組を推進する。 ・国連大学に拠出し、SATOYAMAイニシアティブの推進に向け国際パートナーシップの運営や広報、SATOYAMAイニシアティブを具現化する各国でのパイロットプロジェクト実施及び複数のIPSIメンバーが協力して行う協力活動を推進する。 <達成手段の目標> 愛知目標達成に向け、各国の国家戦略の策定・改定を進めるため、個別の技術支援・助言や、情報共有・発信を目的としたウェブサイトの運営を通じて、きめ細やかな支援を実施する。 ・SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの参加団体数を増加させるとともに複数メンバーによる協力活動を推進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・各国の愛知目標達成に向けた取組が促進されるとともに、我が国の生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化が期待される。 ・SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの参加団体数を増加させることで取組の裾野を広げるとともに、協力活動を推進することで生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組が強化される。						187
(2) 生物多様性センター維持運営費(平成10年度)	68百万円 (53百万円)	70百万円 (69百万円)	82百万円 (59百万円)	95百万円	-	<達成手段の概要> ・生物多様性センターの維持運営に必要な施設維持管理を行う。 ・文献等の資料、動植物標本及び生物多様性情報を収集・管理・提供する。 ・生物多様性の保全に関する普及啓発を実施する。 <達成手段の目標> 適切な施設の維持・運営、文献・標本・生物多様性情報等の収集・管理等、生物多様性の保全に関する普及啓発を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。						189
(3) 自然環境保全基礎調査費(昭和48年度)	221百万円 (227百万円)	199百万円 (195百万円)	192百万円 (180百万円)	191百万円	4	<達成手段の概要> 1/2.5万植生図の整備、人間活動や開発等による生態系の変化状況の把握等、自然環境に関する全国的な基盤情報データを着実に蓄積する。 <達成手段の目標> 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合:国土の約77% <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。						190

(4)	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 (平成15年度)	437百万円 (393百万円)	381百万円 (367百万円)	335百万円 (347百万円)	335百万円	-	<p><達成手段の概要> 国内の各生態系の調査サイトにおけるモニタリングの実施、データを整理・発信する。 東・東南アジア地域の生物多様性情報の整備、分類学能力構築のための研修を実施する。</p> <p><達成手段の目標> モニタリングサイト1000調査を継続実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。」に寄与する。</p>	191
(5)	地球規模生物多様性情報システム整備推進費 (平成6年度)	95百万円 (94百万円)	94百万円 (90百万円)	112百万円 (114百万円)	112百万円	-	<p><達成手段の概要> 生物多様性情報システム(J-IBIS)等を引き続き整備し、WebGIS技術を用いた提供を行うなど生物多様性保全に係る情報の利活用を推進する。</p> <p><達成手段の目標> J-IBISの機能及び提供情報を拡充する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。</p>	192
(6)	生物多様性基本施策関係経費 (平成20年度)	35百万円 (36百万円)	36百万円 (34百万円)	38百万円 (31百万円)	38百万円	-	<p><達成手段の概要> ・生物多様性条約第10回締約国会議(平成22年10月名古屋で開催)で採択された愛知目標の達成に向け、平成24年9月に閣議決定された生物多様性国家戦略2012-2020に基づき生物多様性関連施策の着実な推進を図る。生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)において実施予定の愛知目標の達成状況に関する中間評価の結果を踏まえ、「生物多様性国家戦略2012-2020」進捗状況を確認した上で、同戦略の取組をさらに加速するための方策を検討する。 ・東日本大震災の経験を踏まえ、「生物多様性国家戦略2012-2020」において目指すべき社会として掲げている「自然共生社会」の実現に向けて、国内外において自然生態系の有する機能を生かした防災・減災対策が実施されている事例を収集するとともに、自然生態系が有する防災・減災機能の評価、検証を実施する。</p> <p>・生物多様性の状況に関する調査分析を行い、生物多様性基本法に基づく生物多様性白書を作成する。</p> <p><達成手段の目標> ・生物多様性国家戦略の推進及び我が国における愛知目標を達成する。 ・生物多様性白書の閣議決定及び生物多様性に関する国民の理解を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・生物多様性国家戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画であり、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全に関する施策実施の根拠となることから、同戦略の取組を加速させることは、施策の達成すべき目標に対して直接寄与する。 ・年次報告は広く国民にも読まれるため、普及啓発、理解の促進につながる。</p>	193
(7)	「国連生物多様性の10年」推進事業費 (平成23年度)	21百万円 (18百万円)	21百万円 (17百万円)	17百万円 (16百万円)	16百万円	1	<p><達成手段の概要> 「国連生物多様性の10年日本委員会」を主要なセクターの参画を得て設立し、各セクターや地域における取組のサポート、セクター間の連携促進、国民的理解と参画の増進、生物多様性国家戦略改定へのインプット、他国の委員会とのネットワークを構築する。</p> <p><達成手段の目標> ・愛知目標の達成に向け、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングやフォーラムの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの作成等を実施する。また、これまでの成果と課題を中間評価としてとりまとめるとともに、後半5年の目標と取組をとりまとめたロードマップを作成する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・「国連生物多様性の10年委員会」の事業を実施・推進することで、「生物多様性」に関する国民的な認知度向上、理解増進に寄与する。 ・生物多様性に関する各セクターの取組を後押しすることで、生物多様性の保全と持続的な利用を促進し、生物多様性を社会に浸透させることに寄与する。</p>	194
(8)	愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費(平成24年度) (平成23年度:ポスト2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費)	90百万円 (85百万円)	72百万円 (73百万円)	54百万円 (58百万円)	50百万円	-	<p><達成手段の概要> ・生物多様性国家戦略に掲げた名古屋議定書の締結に向けた国内措置の具体的な検討を実施する。 ・経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、事業者の取組に関する情報収集を行い、促進策を検討するとともに、情報発信や普及啓発により民間参画を促進する。 ・国内の自然保護地域や自然環境保全施策により保全される生物多様性が有する経済的価値評価を実施する。</p> <p><達成手段の目標> ・名古屋議定書に対応する国内措置案を策定する。 ・事業者の先進的な取組事例を収集し、事業者の民間参画を促進するためのシンポジウムの開催など情報発信や普及啓発を行うとともに、事業者団体による行動指針等の作成を促進するためのモデル事業の実施や手引きの作成を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国内措置案を策定することで名古屋議定書を締結し、議定書の実施に貢献する。 ・個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び多様な主体間の連携・協働を促進することにより、民間部門における自発的な生物多様性の取組が推進され、自然環境の保全に寄与する。 ・生物多様性が有する価値を経済的な評価により可視化し、評価結果等を活用して生物多様性の重要性についての普及広報等を推進することで、生物多様性の主流化に貢献する。</p>	195

(9)	生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進費(平成25年度)	-	36百万円 (28百万円)	31百万円 (20百万円)	45百万円	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性及び生態系サービスの評価等に関する調査を行う。 ・既存の観測データ、調査結果の収集を行う。 ・日本人専門家をIPBESの総会、学際的専門家パネル会合、タスクフォース及び専門家グループ会合、地球規模生物多様性情報機構(GBIF)の会議へ派遣し、報告書作成の支援を行うことにより、我が国の知見をインプットするとともに国際的な検討に貢献する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性及び生態系サービスの評価等に関する調査を報告書にまとめる。 ・既存の観測データ、調査結果の収集を行う。 ・IPBES作業計画2014-2018の成果物(成果文章)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表される。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価及び予測結果について広く広報や啓発を行うことにより、生物多様性・生態系サービスと暮らしのつながりについての理解を深め、生態系等の重要性が認識され保全や持続可能な利用に向けた取組の一層の推進を図る。 ・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(IPBES)等に対して、科学的評価や生物多様性情報等のサブスタンスに係るインプットを積極的に行い貢献する。 	214
(10)	アジア太平洋地域生物多様性保全推進費(昭和57年度)	66百万円 (72百万円)	52百万円 (50百万円)	63百万円 (53百万円)	83百万円	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア・オセアニア地域において国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の活動を主導し、サンゴ礁保護区の管理向上を目指す。 ・アジアの重要湿地において登録湿地数が増加するよう普及啓発活動等を実施する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイト管理者の能力向上のための第5回国際海洋生態系管理シンポジウム(ITMEMS)をアジア太平洋地域で開催する。 ・ラムサール情報票の更新及び登録湿地の保全及び賢明な利用の推進のための普及啓発活動等を実施する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的なサンゴ礁保全のための唯一の国際枠組みであるICRIの推進により「国際的枠組みへの参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全」に寄与する。 	196
(11)	森林・乾燥地・極地保全対策費(「熱帯林等森林保全対策調査費」及び「南極地域自然環境保全対策費」の統合)(平成23年度)	43百万円 (34百万円)	37百万円 (34百万円)	35百万円 (24百万円)	35百万円	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界の森林の保全及び持続可能な経営、砂漠化対処に関する国際的枠組みの推進に向けた自然資源の保全・管理手法を策定する。 ・南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守とその発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理を担保する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界の森林の持続可能な利用と生物多様性の保全を図るためのモデル・ガイドラインを検討すること。また、乾燥地における持続可能な牧草地管理のための住民参加による計画立案・管理モデルの検討を行う。 ・南極地域の環境実態把握モニタリングの実施、南極環境保護議定書附属書VIへの対応の継続、南極特別保護地区等の変更に対する国内担保措置、南極環境保護法に基づく手続きやその変更の更なる周知徹底を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界の森林の保全及び持続可能な経営の推進方策の検討及び砂漠化対処手法の検討調査等を実施し、生物多様性条約、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に積極的に貢献することで、世界の森林地域及び乾燥地域における生物多様性の保全等に寄与する。 ・南極地域の保全により国際的枠組みへの参加を通じた地球規模の生物多様性保全に寄与する。 	188及び197
(12)	生物多様性保全活動支援事業(平成20年度)(関連:26-22)	- (目標5-2(2)に記載)	- (目標5-2(2)に記載)	- (目標5-2(2)に記載)	- (目標5-2(2)に記載)	-	<p><達成手段の概要></p> <p>地域における生物多様性の保全・再生(国内希少野生動植物種等対策、特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生)に資する先進的・効果的活動を支援。平成26年度まで実施してきた法定計画の作成、法定計画に基づく実証に対する支援(委託)については、平成25年度行政事業レビューの結果を受け、平成26年度で終了した。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動の実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>本達成手段は地域における生物多様性の保全・再生(国内希少野生動植物種等対策、特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生)に資する活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献。</p>	202
施策の予算額・執行額		1,332百万円 (1,267百万円)	1,276百万円 (1,234百万円)	1,213百万円 (1,156百万円)	1,262百万円	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日 閣議決定)	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	5-2.自然環境の保全・再生				担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 国立公園課		作成責任者名 (※記入は任意)	自然環境計画課長 鳥居 敏男 国立公園課長 岡本 光之		
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。 ・過去に損なわれた自然について、多様な主体の参画による自然再生を行う。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 				目標設定の考え方・根拠	生物多様性国家戦略2012-2020 自然再生推進法 自然公園法 生物多様性地域連携促進法 自然環境保全法		政策評価実施予定時期	平成28年6月		
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 自然再生協議会の数	24	H.23	29	H.27	—	—	—	—	—	—	生物多様性国家戦略2012-2020において、「自然再生の着実な実施」を掲げており、その数値目標として用いている指標であるため。
					24	25	25	/	/	/	
2 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	国立・国定公園区域及び公園計画の見直しを着実に実施することが目標の達成に寄与すると考えているため。
					6地区 86%	7地区 78%	11地区 85%	/	/	/	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度							
(1) 原生的な自然環境の危機対策事業 (平成22年度)	7百万円 (7百万円)	5百万円 (4百万円)	5百万円 (4百万円)	5百万円	—	<達成手段の概要> 自然環境保全地域等について、危機状況を把握するための調査を実施する。また、調査結果を分析・評価した上で、必要な対策を検討・実施する。 <達成手段の目標> 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等の実施(自然環境保全地域等の適切な保全管理) <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等を実施することにより、当該地域の適切な保全管理を実施することができ、これにより自然資源の保全、生物多様性の保全の一層の促進に寄与。					201
(2) 生物多様性保全活動支援事業 (平成20年度)(関連:26-21)	211百万円 (189百万円)	191百万円 (169百万円)	130百万円 (120百万円)	75百万円	—	<達成手段の概要> 地域における生物多様性の保全・再生(国内希少野生動植物種等対策、特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生)に資する先進的・効果的活動を支援。平成26年度まで実施してきた法定計画の作成、法定計画に基づく実証に対する支援(委託)については、平成25年度行政事業レビューの結果を受け、平成26年度で終了した。 <達成手段の目標> 国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本達成手段は地域における生物多様性の保全・再生(国内希少野生動植物種等対策、特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生)に資する活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献。					202

(3) 自然再生活動推進費 (平成15年度)	11百万円 (10百万円)	6百万円 (6百万円)	6百万円 (6百万円)	6百万円	-	<p><達成手段の概要> 全国的なレベルで自然環境に関する専門的知識を有する学識経験者等による自然再生専門家会議を組織することにより、自然再生の技術課題の解決を図る。</p> <p><達成手段の目標> 自然再生の技術課題の解決を行う(自然再生事業実施計画の審査)。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然再生の技術課題の解決を図ることは、全国の自然再生の推進に寄与。</p>	203
里地里山保全活用行動推進事業費(平成23年度) (4)(平成22年度以前: SATOYAMAイニシアティブ 推進事業費)	24百万円 (23百万円)	22百万円 (20百万円)	10百万円 (10百万円)	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性上保全重要な里地里山の選定を含めた国の関与のあり方についての検討を実施。 ・生物多様性保全上重要な里地里山を選定・発信することにより、保全すべき里地里山が明確になり、地域による効率的、効果的な里地里山の保全活用へ寄与。 	204
国立・国定公園総点検事業費(国立・国定公園新規指定等推進事業 (平成19年度))	113百万円 (93百万円)	154百万円 (137百万円)	104百万円 (77百万円)	102百万円	-	<p><達成手段の概要> 国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張の候補地とされた地域について、利用計画を検討して土地所有者や地域の関係者等との調整に必要な調査を行うとともに、その他の国立・国定公園についても、海域公園地区の指定を含め見直しに必要な自然環境や利用関係のデータ収集等の調査を行う。</p> <p>海洋基本法・海洋基本計画・生物多様性国家戦略・海洋生物多様性保全戦略に基づき、海洋の生物多様性保全を推進するため、保護すべき重要な海域を抽出し、海洋保護区設定の検討材料とする。また、サンゴ礁生態系保全行動計画の実施を促進する。</p> <p><達成手段の目標> 国立公園の新規指定又は大規模拡張の推進。海域公園地区の指定を含む公園区域及び公園計画の見直しの推進。</p> <p>重要海域抽出のための検討会を立ち上げ、抽出方法を定め、データ収集を行い、重要海域を抽出する。サンゴ礁生態系保全行動計画の点検を実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の新規指定又は大規模拡張、海域公園地区の指定を含む公園区域及び公園計画の見直しの根拠となる自然環境や公園利用に関するデータを収集することにより、関係者の理解を得ながら調整を進めることにより、点検等の見直しが円滑に進む。</p> <p>海洋生物多様性に関する知見の充実と理解の促進に寄与する。</p>	205
特定地域自然林保全整備事業費 (平成4年度)	7百万円 (6百万円)	5百万円 (5百万円)	6百万円 (5百万円)	6百万円	-	<p><達成手段の概要> 世界自然遺産地域等において、モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 遺産地域等の基幹的施設の整備・更新(遺産地域等の適切な保全管理)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行うことにより、世界自然遺産地域等の適切な保全管理を実施することができ、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進に寄与。</p>	210
生物多様性保全回復施設整備交付金事業 (平成25年度)	-	25百万円 (25百万円)	178百万円 (178百万円)	100百万円	-	<p><達成手段の概要> 国の自然環境を代表する自然特性を有する地域と生態学的に密接な関連を有する地域で、条例等に基づき指定された保護地域その他重要な自然環境を有する地域として選定された里地里山、湿地等において、地方公共団体が行う地域の生態系の保全・回復を図るための生物の生息空間の整備事業のうち、先進的・効果的で全国的な観点から波及効果が期待される事業に対し、その工事に要する費用の一部を補助する。</p> <p><達成手段の目標> 国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域に隣接するなど生態学的に密接な関連を有する地域において、地方公共団体が実施する生物多様性の保全・回復のための事業を促進することにより、地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域の特性を踏まえて地方公共団体が行う生物多様性の保全・回復のための事業を支援することにより地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保し、もって国土全体の生物多様性の保全・回復を促進し、愛知目標の達成、自然共生社会の実現に資する。</p>	218
日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費 (平成26年度)	-	-	661百万円 (661百万円)	617百万円	-	<p><達成手段の概要> 世界自然遺産の屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島については、植生の変化、シカの食害、外来種の影響など長期的なモニタリングを実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理を一層充実させる。</p> <p>また、国内候補地については、世界遺産の新規登録に向けて必要な各種資料の作成を行うとともに、動植物に係る情報の整理、保全管理上の課題についての検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 順応的な保全管理体制の構築(遺産地域等の適切な保全管理)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 最新の科学的知見に基づく保全管理体制の強化などにより、遺産地域等の保全管理の質を高めるとともに、生物多様性保全の先進地域としてのモデルを示し、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進に寄与。</p>	219
施策の予算額・執行額	373百万円 (328百万円)	408百万円 (366百万円)	1,100百万円 (1,061百万円)	911百万円	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-23)

別紙1

施策名	5-3.野生生物の保護管理				担当部局名	自然環境局 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	野生生物課長 中島 慶二				
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適正な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。			目標設定の考え方・根拠	種の保存法、鳥獣保護管理法、外来生物法	政策評価実施予定時期	平成28年6月					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		29年度	30年度
1 (～25年度) 絶滅危惧種の現状把握と保護増殖の進捗状況 (26年度～) 国内希少野生動植物種の新規指定数	-	-	300種	32年度	第4次レッドリストの公表	レッドデータブックの作成	30種	45種	45種	45種	45種	絶滅危惧種の保全を効果的に推進するためには、レッドリストの改訂等による定期的な現状把握を行い、その結果をもとに、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため。
2 奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畧日当たりの捕獲数)	-	-	奄美大島 0頭	平成34年度	-	-	-	-	-	-	-	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特に奄美大島において我が国固有の希少野生動物への大きな被害を及ぼしている特定外来生物マングースを科学的知見に基づき根絶する必要があるため。
3 ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値	推定の中央値 337万頭 ※26年度に算出	平成23年度	平成23年度 比で半減	平成35年度	-	-	-	-	-	-	-	ニホンジカ・イノシシによる自然生態系等への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 希少種保護推進費 (平成5年度)	379百万円 (378百万円)	409百万円 (387百万円)	649百万円 (638百万円)	611百万円	1	<達成手段の概要> レッドリストの見直し、保護増殖事業の実施等の国内希少野生動植物種の保全に関する事業、国内希少野生動植物種の指定に向けた調査等 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国内希少野生動植物種の新規指定、希少野生動植物の生息状況等の現状把握、保護増殖事業の実施等により種の保存に寄与。					224	
(2) トキ生息環境保護推進協力費 (平成13年度)	16百万円 (13百万円)	16百万円 (13百万円)	17百万円 (11百万円)	16百万円	-	<達成手段の概要> 日中のトキ保護協力に関する事業 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中国におけるトキの生息状況等の現状把握等により、日本のトキ野生復帰の取組等に寄与。					222	

(3)	野生生物保護センター等維持費 (平成4年度)	125百万円 (122百万円)	125百万円 (113百万円)	129百万円 (124百万円)	129百万円	-	<p><達成手段の概要> 野生生物保護センター、水鳥・湿地センター、世界遺産センター等維持管理</p> <p><達成手段の目標> 施設の適切な維持・運営</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 絶滅危惧種の調査や野生復帰、利用者への普及啓発により種の保存等に寄与。</p>	233
(4)	野生生物専門家活用事業 (平成19年度)	30百万円 (32百万円)	30百万円 (34百万円)	35百万円 (38百万円)	35百万円	-	<p><達成手段の概要> 絶滅危惧種の生息状況調査等を実施するための野生生物専門家を雇用</p> <p><達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策の実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 専門家が実施する絶滅危惧種の生息状況調査等により種の保存に寄与。</p>	234
(5)	野生生物保護管理施設等整備費 (平成20年度)	234百万円 (184百万円)	1554百万円 (1197百万円)	504百万円 (486百万円)	15百万円	-	<p><達成手段の概要> 国内希少野生動植物種の保護増殖及び渡り性水鳥の重要生息地の保全等を推進するための拠点となる施設の整備・改修</p> <p><達成手段の目標> 野生生物保護センター、絶滅危惧種の野生順化施設、水鳥・湿地センター、鳥獣保護区管理棟及び世界遺産センターの整備・増改築・修繕等を実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 絶滅危惧種を含む野生生物及びそれらの生息地の保全に寄与する。</p>	228
(6)	国際希少野生動植物種流通管理対策費 (昭和61年度)	8百万円 (9百万円)	7百万円 (6百万円)	89百万円 (79百万円)	27百万円	-	<p><達成手段の概要> ワシントン条約の科学当局としての任務(①野生動植物の国際取引に際し、その取引がその種の存続を脅かすことにならないかを判断し、管理当局に助言すること②標本の同定等条約の適正な実施に必要な科学的知見の集積提供等を行うこと)を遂行するため、条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的データの整備や保全状況の把握等の業務を行う。</p> <p><達成手段の目標> 条約対象種等に係る最新の生物学的・生態学的データや保全状況等の把握。</p> <p><施策の達成すべき目標への寄与の内容> ワシントン条約締約国としての責任を遂行し、国際的に絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図ることに寄与する。</p>	221
(7)	外来生物対策費 (平成16年度)	54百万円 (50百万円)	38百万円 (44百万円)	66百万円 (74百万円)	60百万円	-	<p><達成手段の概要> ①特定外来生物等の選定作業、②外来生物全般に係る侵入・生態及び流通実態等の調査(水際における定点モニタリング調査等を含む)、③「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用等。</p> <p><達成手段の目標> 達成手段の概要の①～③の通常業務を継続する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 特定外来生物等への選定は、外来生物法に基づく規制対象の追加に資する。外来生物全般に係る調査は、海外から我が国に侵略的な外来生物が導入されることを阻止し、また今後の防除等の対策のための基礎的情報を提供する。「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用は、外来生物法に基づき規制されている特定外来生物の飼養等の規制を担保するために必要なシステムの維持に貢献する。</p>	225
(8)	外来生物対策管理事業地方事務費 (平成18年度)	23百万円 (20百万円)	23百万円 (19百万円)	22百万円 (20百万円)	24百万円	-	<p><達成手段の概要> ①外来生物法に基づく申請・届出の審査、規制内容の申請者への周知及び防除の確認・認定の諸業務を実施するために必要な派遣職員を雇う。②水際(税関)において任意放棄された特定外来生物等の個体並びに警察及び地方公共団体から引渡された特定外来生物の個体について、引取及び処分等を行うほか、輸入業者・旅行者等への普及啓発事業を行う。</p> <p><達成手段の目標> ①及び②の業務を継続し、外来生物法の実効性を確保する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 外来生物法関連の諸業務を実施するために必要な派遣職員の雇用により、同法に基づく特定外来生物の飼養等の規制を担保する。また、任意放棄された特定外来生物の引取等により、特定外来生物の野外における拡散や被害を防ぐ。</p>	231

(9)	特定外来生物防除等推進事業費 (平成18年度)	325百万円 (320百万円)	419百万円 (408百万円)	432百万円 (423百万円)	451百万円	2	<p><達成手段の概要> 外来生物法第11条に基づいて、特定外来生物の防除を実施するもの。①生態系等への被害を防止するため、ラムサール条約登録湿地など生息・生育地など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域において定着が確認された特定外来生物の防除を行うとともに、②生息・生育地が限定的であり、侵略性の高い特定外来生物等について、緊急的に防除を行い、③さらに、全国的に分布、定着し広域で被害を発生させている特定外来生物について、各地の地方公共団体、民間団体及び地域住民が連携して効果的に防除を行えるよう、実施体制や防除手法の検討、地域間の連携や情報共有体制を構築するための事業を行い、特定外来生物の防除が円滑に推進されるよう支援を行う。</p> <p><達成手段の目標> ①、②及び③の考え方に基づく業務を継続することにより、特定外来生物の防除の取組を推進し、特定外来生物による生物多様性への被害を軽減する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①ラムサール条約湿地など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域における特定外来生物の防除、また、②我が国で新たに定着が確認された、もしくは生息・生育地が限定的であり、侵略性の高い特定外来生物等の防除を自ら実施し、生息数を削減することで生態系等への被害を防止する。 ③実施体制や防除手法の検討、地域間の連携や情報共有体制を構築するための事業を行うことにより特定外来生物の防除を自ら実施し、生態系等への被害を防止するとともに、その成果をマニュアル化して周知することで、地域における防除の推進に資する。</p>	232
(10)	自然地域における外来生物緊急対策等事業 (平成26年度)	-	-	100百万円 (0百万円)	0百万円	-	<p><達成手段の概要> 特定外来生物であるツマアカスズメバチの巣の探索・撤去等の緊急防除を強化し、繁殖抑制のために女王バチを捕獲し、分布拡大を抑制する。併せて生態系影響の把握及び本種の監視体制を構築する。</p> <p><達成手段の目標> ツマアカスズメバチの防除を実施することで、生態系への被害を防止する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国において定着初期である現時点において、本種の防除を実施することで、分布拡大を防ぎ、我が国への生態系被害を最小限にすることをもち、生態系の保全に寄与する。</p>	220
(11)	遺伝子組換え生物対策費 (平成16年度)	23百万円 (19百万円)	18百万円 (20百万円)	24百万円 (19百万円)	21百万円	-	<p><達成手段の概要> 遺伝子組換え生物の使用承認に当たっての法に基づく学識経験者への意見聴取会合の開催、立入検査の実施、遺伝子組換え生物に関する情報の収集、リスク評価手法の検討、野外での遺伝子組換え生物の生育状況監視、名古屋・クアラルンプール補足議定書締結に向けた情報収集、ホームページ(J-BCH)による国民への情報提供等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 国内における遺伝子組換え生物の使用等の適切な規制</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 遺伝子組換え生物の使用等の規制を行うとともに、最新の知見に基づく規制を実施するための情報収集や国民への情報提供を行い、我が国の生物多様性の確保に寄与する。</p>	227
(12)	指定管理鳥獣捕獲等事業費 (平成26年度)	-	-	1,301百万円 (0百万円)	500百万円	3	<p><達成手段の概要> 改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)とともに開始される都道府県による指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を支援するための交付金を交付。</p> <p><達成手段の目標> ニホンジカ・イノシシの個体数を、平成23年度の推定値を基準として、平成35年度までに半減する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県による指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業を支援することにより、指定管理鳥獣の管理の強化に寄与する。</p>	235
(13)	鳥獣保護基盤整備費 (平成10年度、一部平成19年度)	386百万円 (48百万円)	40百万円 (46百万円)	41百万円 (12百万円)	41百万円	3	<p><達成手段の概要> 科学的で計画的な鳥獣保護管理の推進の基礎となる情報収集等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 情報収集等による鳥獣保護管理の基盤整備。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 鳥獣保護管理の基盤を整備することにより、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。</p>	223
(14)	鳥獣保護管理強化総合対策事業費 (平成24年度)	386百万円 (267百万円)	516百万円 (367百万円)	709百万円 (582百万円)	768百万円	3	<p><達成手段の概要> 鳥獣保護管理の充実・強化のため、基本指針の改定に向けた点検・調査、鳥獣保護管理に係る担い手の確保、新たな捕獲手法や体制の整備等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 基本指針の改定に向けた点検・調査、鳥獣保護管理に係る担い手の確保、新たな捕獲手法や体制の整備等の推進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 基本指針等の見直しを行うとともに、引き続き鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、特定鳥獣及び広域分布型鳥獣の保護・管理等を総合的に推進することにより、野生鳥獣の保護・管理の強化に寄与する。</p>	209

(15)	野生鳥獣感染症対策事業費 (平成17年度)	76百万円 (89百万円)	70百万円 (79百万円)	72百万円 (78百万円)	70百万円	-	<p><達成手段の概要> 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング、各種調査等の実施による危機管理体制の整備。</p> <p><達成手段の目標> 通常時のサーベイランス等を適切に実施し、発生時に備える。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 野生鳥獣の感染症対策を実施することにより、国民の安全・安心な生活の確保とともに、野生鳥獣の保護・管理の適正に推進に寄与する。</p>	226
(16)	国指定鳥獣保護区対策費 (昭和46年度、一部平成21年度)	27百万円 (26百万円)	27百万円 (32百万円)	25百万円 (24百万円)	23百万円	-	<p><達成手段の概要> 国指定鳥獣保護区における鳥獣の生息状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進すること等により、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。</p>	230
(17)	希少野生動植物種生息地等保護区管理費 (平成18年度)	8百万円 (7百万円)	8百万円 (8百万円)	8百万円 (7百万円)	8百万円	-	<p><達成手段の概要> 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種及びその生息・生育環境の適切な保護管理を推進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 生息地等保護区の適切な保護管理を推進すること等により、国内希少野生動植物種の保存に寄与する。</p>	229
施策の予算額・執行額		1,752百万円 (1,584百万円)	3,300百万円 (2,773百万円)	2,822百万円 (2,615百万円)	2,799百万円	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-24)

別紙1

施策名	5-4.動物の愛護及び管理				担当部局名	自然環境局総務課 動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	動物愛護管理室長 田邊 仁				
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の75%減(平成16年度比)、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増(平成22年度比)				目標設定の考え方・根拠	動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号)		政策評価実施予定時期	平成28年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 自治体における犬及び猫の引取り数の75%減(平成16年度比)となる10万頭	418千頭	16年度	100千頭	35年度	減少傾向維持 209千頭	減少傾向維持 176千頭	減少傾向維持 集計中	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成35年度までに図られるよう努めるものとされているため。
2 犬及び猫の殺処分率の減少	94%	16年度	減少傾向維持	35年度	減少傾向維持 77%	減少傾向維持 73%	減少傾向維持 集計中	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成35年度までに図られるよう努めるものとされているため。
3 犬及び猫の所有明示の実施率の倍増	犬36% 猫20%	22年度	犬72% 猫40%	35年度	上昇傾向維持 犬55% 猫38%	上昇傾向維持 犬54% 猫39%	上昇傾向維持 犬53% 猫31%	上昇傾向維持 -	上昇傾向維持 -	上昇傾向維持 -	上昇傾向維持 -	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成35年度までに図られるよう努めるものとされているため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 調査連絡事務費 (平成13年度 ※総理府からの移管前においては昭和49年度から)	8百万円 (8百万円)	8百万円 (7百万円)	96百万円 (75百万円)	105百万円	1,2,3	<達成手段の概要> 自治体等の連絡会議の開催、動物愛護管理行政関係資料の作成、收容動物検索情報サイトの運用等 <達成手段の目標> 自治体に收容された犬猫の返還・譲渡の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自治体に收容された犬猫を、1頭でも多くの飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する機会をつくることで、殺処分率の減少に寄与する。				236		
(2) 動物適正飼養推進・基盤強化事業 (平成13年度 ※総理府からの移管前においては昭和52年度から)	46百万円 (48百万円)	75百万円 (63百万円)				<達成手段の概要> 普及啓発、動物愛護センサス、基本指針の点検などの総合的な施策を実施 <達成手段の目標> 動物愛護管理施策の総合的な推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図るとともに、動物の取扱状況の実態等について継続的に調査及び評価を行うことで課題の着実な達成とさらなる効果的な施策の展開につなげる。						
(3) 飼養動物の安全・健康保持推進事業 (平成20年度)	9百万円 (4百万円)	6百万円 (3百万円)	11百万円 (5百万円)	6百万円	1	<達成手段の概要> 飼養動物の適切な給餌にかかる普及啓発、ペットフードの安全性等に関する情報の収集及び分析等 <達成手段の目標> 動物の適正飼養の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図る。				237		
(4) 動物收容・譲渡対策施設整備費補助 (平成21年度)	85百万円 (8百万円)	80百万円 (76百万円)	69百万円 (59百万円)	95百万円	2	<達成手段の概要> 自治体に引き取られた犬及び猫を返還・譲渡に結びつけることが重要であることから、動物の收容及び譲渡のためのスペースの新築・改築・増築にかかる費用を補助するもの <達成手段の目標> 自治体に收容された犬猫の返還・譲渡の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 1頭でも多くの犬及び猫を元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する場を整備することで、殺処分率の減少に寄与する。				238		
(5) 動物愛護管理推進事業 (平成18年度)	3百万円 (2百万円)	2百万円 (1百万円)	2百万円 (4百万円)	1百万円	1	<達成手段の概要> 逸走した危険動物への対応 <達成手段の目標> 動物の適正飼養の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図る。				239		
施策の予算額・執行額	151百万円 (70百万円)	171百万円 (150百万円)	178百万円 (143百万円)	207百万円	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-25)

別紙1

施策名	5-5.自然とのふれあいの推進				担当部局名	自然環境局 国立公園利用推進室 自然環境整備担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	国立公園利用推進室長 中尾 文子 自然環境整備担当参事官 高木 治夫				
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。				目標設定の考え方・根拠	自然公園法 エコツーリズム推進法 エコツーリズム推進基本方針 温泉法		政策評価実施予定時期	平成28年6月			
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 自然公園の年間利用者数の推移	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自然とのふれあいを推進する施策は、一概に目標値を設定できないが、関係するデータとして公園利用者数を設定したもの。
2 エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数(括弧内は総数)	0	20年度	47	40年度	-	-	-	3	3	3	3	全体構想の認定数が増加することは、エコツーリズムの推進に直接的に結びつき、自然と人の共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。
3 温泉の自噴湧量(L/分)	651,265	昭和45年度	前年の水準を維持	-	738,000	677,432	677,000	726,000	-	-	-	温泉資源が保護され、適正に利用されているかは自然の産物である「温泉の自噴湧量」を把握することで定量的に把握することが可能となるため。
4 国立公園・国民公園年間利用者数の推移(千人)	-	-	前年度比1%増	-	320,535	345,867	345,867	370,957	-	-	-	自然とのふれあいの機会を増加させるため、国立公園・国民公園の年間利用者数を評価する。
5 国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数	-	-	16	32年度	-	9	-	11	-	-	-	自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るため、国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数を評価する。
6 国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数	-	-	12	32年度	-	10	-	11	-	-	-	自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るため、国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数を評価する。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
エコツーリズム総合推進事 (1) 業費 (平成16年度)	30百万円 (27百万円)	22百万円 (17百万円)	33百万円 (22百万円)	24百万円	2	<達成手段の概要> エコツーリズム推進法に定められている国の責務である全体構想の認定、周知、技術的助言、情報収集、広報活動を所管省庁と連携して実施する。 <達成手段の目標> エコツーリズム推進全体構想認定数が都道府県に1以上となるよう、エコツーリズムの推進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エコツーリズムの推進を図ることで、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。	240					
(2) 自然公園等事業費 (平成6年度)	9,415百万円 (8,422百万円)	12,578百万円 (10,998百万円)	9,615百万円 (8,882百万円)	8,272百万円	4.5.6	<達成手段の概要> 国立公園等において自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、国立公園等の保護上及び利用上重要な事業(登山道、避難小屋、木道、植生復元施設、山岳トイレ等の整備)並びに国民公園等の施設整備を実施し、維持管理を行うもの。 <達成手段の目標> 国立公園等における優れた自然風景地等の保護と、利用の増進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然公園等事業を通じて、国立公園等における優れた自然風景地等の保護と利用を図るとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。	242					
温泉の保護及び安全・適正 (3) 利用推進事業 (平成18年度)	21百万円 (8百万円)	19百万円 (18百万円)	17百万円 (16百万円)	19百万円	3	<達成手段の概要> 温泉の保護や可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用等、温泉法の適正な執行を図るための調査を行う。 <達成手段の目標> 温泉法に基づき都道府県等が行う許可の判断基準等に関連する事項を策定し、技術的助言を実施。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業を通じて、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用を推進するとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。	241					
自然公園等利用ふれあい (4) 推進事業 (平成19年度)	2百万円 (9百万円)	2百万円 (1百万円)	2百万円 (1百万円)	10百万円	1	<達成手段の概要> 自然とのふれあいの機会・情報の提供等により、自然環境保全に関する理解の深化、各種取組への意欲の増進、適正利用の促進等を図る。 <達成手段の目標> 国立公園等において、重点推進期間等における自然とのふれあい行事を実施するとともに、利用者指導等をおこなう自然公園指導員及び自然解説等をおこなうパークボランティアの技術向上のために研修等を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然とのふれあいの機会及び情報提供等は直接的に自然とのふれあいの場を提供することに寄与する。	243					
施策の予算額・執行額	9,468百万円 (8,466百万円)	12,621百万円 (11,034百万円)	9,667百万円 (8,921百万円)	8,325百万円	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		生物多様性国家戦略2012-2020、日本再興戦略、観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-②6)

別紙1

施策名	5-6.東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)				担当部局名	自然環境局国立公園課 自然環境整備担当参事官室		作成責任者名 (※記入は任意)	自然環境局国立公園課 自然環境整備担当参事官室			
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園の拡張、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	・三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと尊厳を学びつつ、それらを活用しながら復興する。				目標設定の考え方・根拠	・東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) ・三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン(平成24年5月7日 環境省) ・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) ・自然公園法		政策評価実施予定時期	平成28年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 三陸復興国立公園の利用者数(千人)	9,749	21年	9,749	32年	-	-	-	-	-	-	-	三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組は、国立公園の公園利用の推進のみならず、地域振興、利用者の安全対策、自然環境の保全・再生等を目標とするものである。 多様な自然的・社会的状況を包含する三陸エリア全体に係るものであり、成果を数値として測定出来ないが、関連するデータとして公園利用者数を指標とし、平成32年度には震災以前の国立公園利用者数の水準(9,749千人以上)とすることを旨とする。
2 八戸市におけるホテル宿泊者数(人)	-	-	前年度比5%増	-	488,330	511,839	537,736	523,728	-	-	-	三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組は、国立公園の公園利用の推進のみならず、地域振興、利用者の安全対策、自然環境の保全・再生等を目標とするものである。 多様な自然的・社会的状況を包含する三陸エリア全体に係るものであり、成果を数値として測定出来ないが、そのうち地域振興に資する成果実績の動向を示すものとして、三陸復興国立公園に編入され、みちのく潮風トレイルが開通した八戸市におけるホテル宿泊者数を参考指標とした。
3 三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)の年間利用者数(千人)	2,975	17~21年	2,975	32年	-	-	-	2,975	2,975	2,975	2,975	被災した既存施設の復旧や観光地の再生に資する復興を図るため、三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)での震災前5年間の平均年間利用者数(2,975千人)を目標値として評価する。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 三陸復興国立公園再編成等推進事業 (平成23年度)	200百万円 (200百万円)	471百万円 (365百万円)	522百万円 (455百万円)	522百万円	1.2	<達成手段の概要> 自然公園の再編成による三陸復興国立公園の創設、長距離自然歩道(みちのく潮風トレイル)の路線設定、エコツアー等の公園利用プログラムの作成、自然環境変化状況の把握のための基礎調査等の具体的な取組を実施する。 <達成手段の目標> 三陸復興国立公園周辺の県立自然公園の編入について、地域の意向を把握しつつ、検討を行う。また平成28年度までにみちのく潮風トレイルの全路線を設定する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の再編成については、自然環境を活かして復興していく基盤として寄与する。みちのく潮風トレイルの設定については、公園利用者を増やし、地域観光の活性化に寄与する。					222 (復興庁)	
(2) 三陸復興国立公園等復興事業 (平成24年度)	482百万円 (353百万円)	1,671百万円 (1,442百万円)	1,213百万円 (1,035百万円)	1,807百万円	3	<達成手段の概要> 安全・安心の観点から津波対策等の防災機能を強化しつつ、国立公園の集団施設地区、歩道等及び東北太平洋岸自然歩道の利用拠点等において、被災した既存利用施設の復旧整備や、観光地の再生に資する復興のための整備を行う。 <達成手段の目標> 三陸復興国立公園(平成25年度指定)における利用の回復・増進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業を通じて、国立公園事業施設の復旧・復興を図ることで、国立公園の利用の回復・増進に寄与する。					223 (復興庁)	
施策の予算額・執行額	682百万円 (553百万円)	2,142百万円 (1,807百万円)	1,735百万円 (1,490百万円)	2,329百万円	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)							